

# 各務原市狭い道路整備要綱

(平成22年11月4日決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、生活環境の改善を図り、安全で快適な住みよい街づくりを促進するため、狭い道路に係る後退用地等の確保及び整備に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狹い道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる幅員4メートル未満の道をいう。
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (3) 後退用地 狹い道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) 建築行為 法第2条第1号に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。
- (5) 建築主等 狹い道路に接する土地において建築行為を行う者及び当該建築行為に係る土地の所有者をいう。
- (6) すみ切り用地 狹い道路と他の道路（法第42条第1項及び第2項に規定するものをいう。）が同一平面上で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）に設ける角地（後退用地を除く。）で、後退線又は道路境界線に接する辺が2メートル以上の二等辺三角形の部分をいう。
- (7) 後退支障物件 後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）内に存在する門、塀、擁壁その他これらに類するもの、樹木及び生垣等をいう。
- (8) 後退工事 後退支障物件を除去し、移設し、伐採し、又は移植することをいう。

## (協議及び契約の締結)

第3条 建築主等は、法第6条第1項の規定による確認の申請書（法第88条におい

て準用する場合を含む。) の提出を行う前に、後退用地等の取扱い及び後退工事について、狭あい道路後退用地等協議申出書（様式第1号）により市長に協議（以下「後退用地等の協議」という。）を申し出るものとする。

2 建築主等は、後退用地等の協議の結果、後退用地を寄附することの協議が成立したときは、後退用地等寄附申出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に後退用地の寄附の申請（以下「寄附申請」という。）を行うものとする。

- (1) 土地所有権移転登記承諾書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めた書類

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するため寄附することができない場合において、後退用地を無償貸借することの協議が成立したときは、土地使用貸借契約を締結するとともに後退用地等無償使用等承諾書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する確定測量において、当事者の筆界確認が得られないため、分筆登記が行えない場合
- (2) 複雑な地図訂正が必要なため、分筆登記が行えない場合
- (3) その他市長がやむを得ないと認めた場合  
（協議の変更）

第4条 建築主等は、後退用地等の協議が成立した後、その内容に変更が生じた場合は、狭あい道路後退用地等変更協議申出書（様式第4号）により市長に協議の変更を申し出るものとする。

（誓約書の提出）

第5条 市長は、後退用地等の協議の結果、後退用地の取扱いについて第3条第2項又は第3項に規定する協議以外の協議の結果であったときは、当該建築主等に対して、後退用地等に関する誓約書（様式第5号）の提出を求めることができる。

（権利関係の整理）

第6条 建築主等は、後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合は、寄附申請以前にこれを解除するものとする。

2 建築主等は、後退用地について相続が発生している場合には、寄附申請以前に相続登記を完了するものとする。

(後退用地の分筆登記)

第7条 市長は、寄附申請に際し、後退用地の確定測量及び分筆登記を行うものとする。

2 市長は、前項の分筆登記に際し、後退用地を明示する境界杭（現地の状況等により杭の設置が困難な場合にあっては、他の境界標）を設置するものとする。

(後退工事の施工)

第8条 建築主等は、前条の分筆登記手続又は後退用地等無償使用等承諾書を市長に提出する以前に、必要な後退工事を行い、完了するものとする。

2 建築主等は、後退工事完了後、後退工事完了届（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の届出があった後、現地を確認するものとする。

(後退用地の所有権移転登記)

第9条 市長は、寄附申請があった場合においては、前2条の手続完了後、後退用地の所有権移転登記手続をするものとする。

2 市長は、前項の登記完了後、当該土地所有者に、後退用地等寄附完了通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(費用負担)

第10条 建築主等は、第8条に規定する手続に要する費用を負担するものとする。

2 市長は、第7条及び前条に規定する手続に要する費用を負担するものとする。

3 建築主等は、前条に規定する手続及び第3条第3項の土地使用貸借契約等に必要な印鑑登録証明書等の交付手数料等の実費について負担するものとする。ただし、各務原市に住民登録がある個人については、市長は、別に定める印鑑登録証明書手数料の免除申請書を交付するものとする。

(後退用地の整備)

第11条 市長は、所有権を取得した後退用地及び土地使用貸借契約を締結した後退用地について、整備及び維持管理を行うものとする。

(すみ切り用地の取扱い等)

第12条 後退用地等の協議の結果、すみ切り用地を寄附し、若しくは無償賃貸することの協議が成立したとき又はこれらの協議以外の協議の結果であったときのすみ切り用地の取扱い等については、第3条第2項及び第3項並びに第4条から前条までの規定を準用する。

2 市長は、狭あい道路整備に伴い、特に必要があると認めるときは、必要なすみ切り用地を買収し、その整備及び維持管理を行うものとする。

(適用除外)

第13条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 後退用地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合

(2) 後退用地が土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による土地改良事業の施行に係る地域内の土地である場合

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて行われる開発行為である場合

(4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合

(5) 国、地方公共団体、公社、公団等の公的団体又は法人が事業を行う場合

(6) 第3号及び第4号に規定するもの以外の営利を目的とした住宅分譲等を行う場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要綱の規定を適用することが適当でないと認めた場合

(適用の特例)

第14条 建築行為を伴わない場合であっても、市長が特に必要と認めたものについては、後退用地の所有者の求めに応じて、この要綱を適用することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の各務原市狭あい道路整備要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申出に係る後退用地等について適用する。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号から様式第5号までの規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要

の修正を加えて使用することができる。